

お気軽にご相談ください

～市民相談のご案内～

市民相談コーナーでは、身近な困りごとの相談窓口として、各種専門相談を実施しています。
どこに相談したらよいか分からない場合も、話を聞いて案内しますので、気軽に連絡してください。

市民相談コーナー ☎85-6620



こんな相談、受け付けています。



ID:1003733

場 市役所市民相談コーナー

申 相談希望日の前月の初日(土・日曜、祝休日の場合は翌平日)から、窓口・電話・市公式LINEで

相談名	日 時	内 容	相談担当者
法律相談	毎週水・金曜13:00～16:00 原則奇数月の最終日曜9:00～12:00	民事トラブルなど	弁護士
多重債務相談	第3木曜13:00～16:00 原則最終日曜10:00～12:00	クレジットや消費者金融などからの多額の借金の相談	NPO法人クレサラあしたの会
登記相談	第2金曜13:00～16:00	土地、家屋の測量や登記手続きなど	司法書士 土地家屋調査士
交通事故相談	第1・3月曜13:00～16:00	賠償問題、示談の進め方など	交通事故相談員
税務相談	第1火曜10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	所得税、相続税、事業税など	税理士
労働相談	第1水曜13:00～16:00	解雇、賃金、就業規則など職場での悩みごと	県労働相談員
不動産取引相談	第4金曜13:00～16:00	土地、家屋の売買、賃貸借など	宅地建物取引士
建築相談	毎週火曜13:00～16:00	建物の新築、リフォーム、建替え、耐震対策など	建築士
相続・遺言手続相談	第3火曜10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	相続手続き、相続対策、遺言書作成など	行政書士
年金・働き方相談	第4月曜13:00～16:00	各種年金、健康保険、労働保険や労働条件など	社会保険労務士
なやみごと人権相談 (当日予約)	第1・3木曜13:00～16:00	家庭、近隣での揉めごとなど	人権擁護委員
行政相談 (当日予約)	第2・4火曜13:00～16:00	道路、交通、公害など行政に対する意見、要望、苦情	行政相談委員
がいこくじんそうだん 外国人相談 せんちやくじゆん (先着順)	だい1 すいよう 第1～4水曜9:00～16:00 のそ (12:00～13:00を除く)	がいこくじん ぎょうせい 外国人の行政サービスに対する なや ふあん 悩み、不安など	かすがいこくさいこうりゅうかい 春日井国際交流会 KIF

知っていますか？ 「相続登記」が義務化されました！



不動産（土地や建物）を相続したときは、相続したことを知った日から3年以内に、法務局へ相続登記をすることが法律で義務付けられています（令和6年4月1日から）。正当な理由なく登記しない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。義務化前に相続した不動産についても、令和9年3月31日までに登記が必要です。

なお、今なら相続登記の免税措置の対象となる場合があります（令和9年3月31日まで）。

相談窓口を活用しましょう

相続登記の具体的な手続きについて知りたいときは、「登記相談」のほか、名古屋法務局の「無料登記相談所」などが利用できます。また、名古屋法務局では、登記の申請書作成に関する手続案内も行っています。

①無料登記相談所②登記手続案内

- 時** ①毎週火曜13:00～16:00(1回50分以内、予約制)
②平日9:00～16:00(12:00～13:00を除く。1回20分以内、予約制)

- 内** ①相続全般の相談に司法書士が対応
②自分で登記の申請書を作成したい人への情報提供

場 問 名古屋法務局春日井支局 ☎81-3210
(ガイダンスに従い、1番→3番を選択)



名古屋法務局



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続した空き家のことで困ったときは

「まだ使える建物をどうかしたい」「維持管理が大変だから取り壊したい」など、空き家の利活用や補助金の相談は、住宅政策課（☎85-6572）に問い合わせてください。



ID:1003670



中部管区行政評価局
行政相談キャラクター
「あいびょん」

合同相談会のお知らせ ～9月・10月は「行政相談月間」です～

国は毎年9月・10月を「行政相談月間」と定めています。行政相談では、総務大臣から委嘱されたボランティアである行政相談委員が、相談を受け付けます。

行政相談月間に、市では他の相談も合わせた合同相談会を開催しますので、この機会にぜひ利用してください。

合同相談会

- 時** 10月21日(水)10:00～15:00(12:00～13:00を除く)
※ 法律相談のみ10:00～16:00
場 市役所 10階 1004・1005 会議室
内 法律相談、登記相談、交通事故相談、建築相談、
なやみごと人権相談、行政相談
申 9月1日(火)から、電話か市公式LINEで



行政相談マスコット
「キクーン」